

令和5年12月21日開会

第760回むつ市教育委員会会議

参 考 資 料

報告第1号 1頁



令和5年11月17日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 様



所有者 住所 むつ市川内町銀杏木 19
銀杏木地区会
氏名 会長 山崎 幸悦

市指定文化財の現状変更許可申請について

標記の件について、下記指定文化財に係る申請書を別紙のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らいください。

記

申請する指定文化財: 市指定天然記念物 銀杏木の大イチョウ

令和5年11月17日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 様

所有者 住所 むつ市川内町銀杏木 19
銀杏木地区会
氏名 会長 山崎 幸悦

市指定天然記念物銀杏木の大イチョウ現状変更(剪定)許可申請書

標記の件について、下記のとおり現状変更を行いたいので、むつ市文化財保護条例第 16 条に基づき申請します。

記

1. 指定文化財の名称及び員数
銀杏木の大イチョウ
2. 指定年月日 平成2年3月20日
3. 所在地 青森県むつ市川内町銀杏平 54 番地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
銀杏木地区会 むつ市川内町銀杏木 19 番地
5. 管理責任者がある場合は、その名称及び所在地 なし
6. 管理団体がある場合は、その名称及び所在地 なし
7. 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という。)を必要とする理由
隣接する車道に伸びた枝が、大型車両が通行する際に車体に当たり危険なため。
8. 現状変更等の内容及び実施の方法
車道に伸び、かつ下方に垂れ下がっている枝 3 本を剪定鋏で切断する。

9. 現状変更等により生ずる物件の滅失もしくはき損又は景観の変化その他現状変更等が指定文化財に及ぼす影響に関する事項

剪定は道路利用者の安全を確保する上で必要不可欠である。剪定する枝を下方に垂れ下がって危険なものに限定することで、指定文化財への影響を極力小さくする。

10. 現状変更等の着手及び終了の予定時期

着手 本申請の許可日

終了 令和5年12月29日

11. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

- ・名称 杉本林業株式会社
- ・代表者氏名 代表取締役 杉本 嘉一
- ・所在地 青森県むつ市川内町新田 165-1

12. その他参考となるべき事項

なし

【添付書類】 き損箇所の写真





む 教 生 第 228 号
令 和 5 年 11 月 27 日

銀杏木地区会
会 長 山 崎 幸 悦 様

むつ市教育委員会
教 育 長 阿 部 謙 一

市指定天然記念物銀杏木の太イチョウの現状変更（剪定）について（通知）

令和 5 年 11 月 17 日付で申請のあった標記現状変更について、別紙のとおり条件を付して承認したので通知します。

なお終了後は、結果を示す写真等を添えた終了報告（むつ市教育委員会教育長あて）を提出してください。



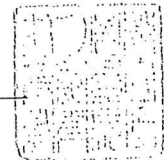
指令第 23 号

むつ市川内町銀杏木 19
銀杏木地区会
会長 山崎 幸悦 様

令和 5 年 11 月 17 日付けで申請のあった市指定天然記念物銀杏木の大イチョウの現状変更(剪定)をむつ市文化財保護条例第 16 条第 1 項の規定により、下記の条件を付して承認します。

令和 5 年 11 月 27 日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙



記

1. 剪定する枝は、危険を除去するための最小限の範囲で抑えること。
2. 剪定作業中は十分に周囲の安全確保を行うこと。